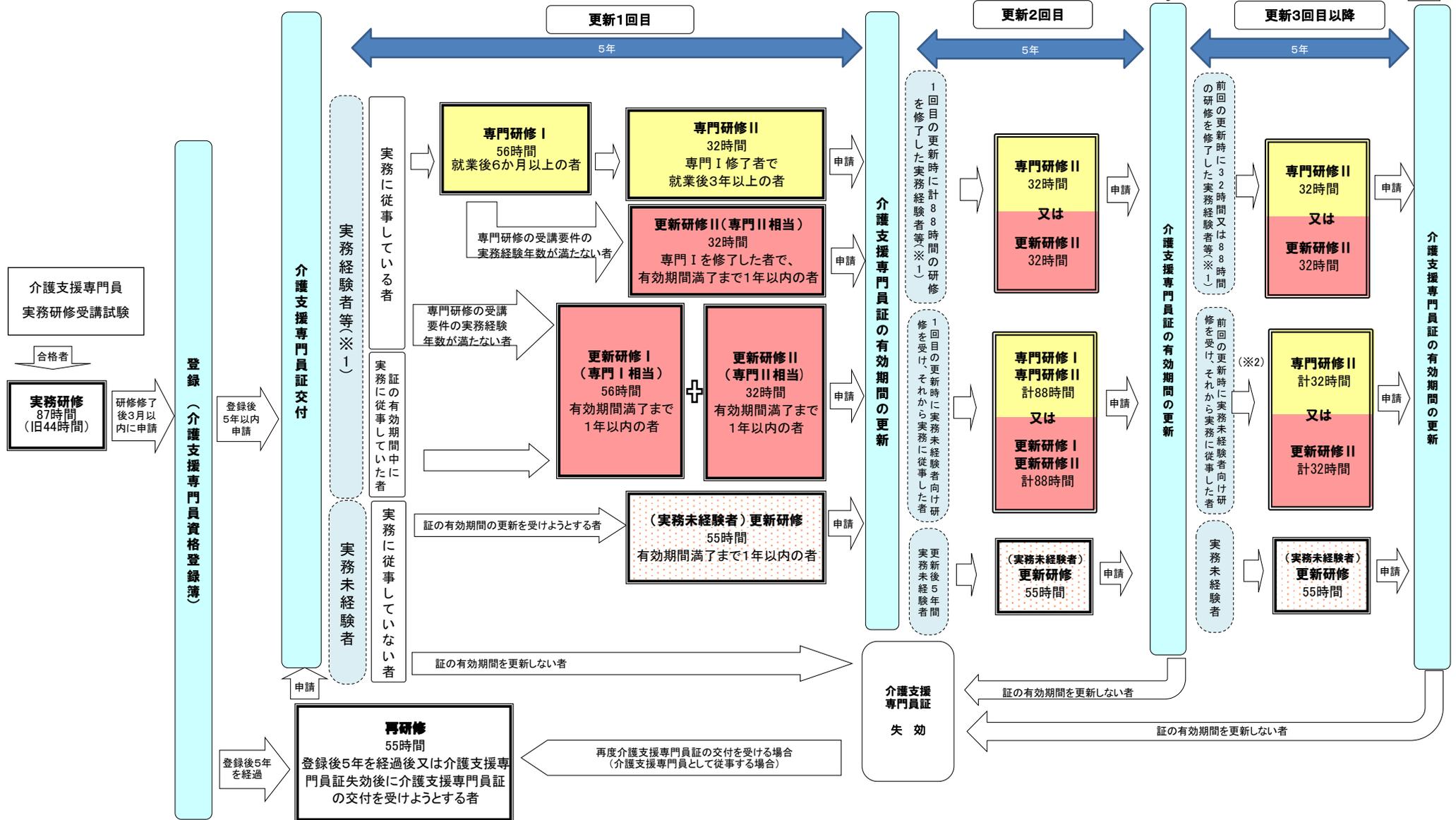


# 介護支援専門員 研修受講フローチャート

令和6年4月1日現在

※主任研修及び主任更新研修は除く。  
 ※登録が茨城県でない場合は、登録都道府県にお問合せください。  
 ※このフロー図に当てはまらない状況の方は、個別に県までご相談ください。



(※1) 実務経験者等とは、介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者をいう。ただし、実務経験が浅い方(概ね6ヶ月以下)は更新研修(実務未経験者)の受講も可能。  
 (※2) 過去に専門研修Ⅰまたは更新研修Ⅰを修了している場合は、専門研修Ⅱまたは更新研修Ⅱの修了で更新可能。